

議第155号

京都市立大学奨学基金条例の一部を改正する条例の制定について
京都市立大学奨学基金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成21年 2月19日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市立大学奨学基金条例の一部を改正する条例
京都市立大学奨学基金条例の一部を次のように改正する。
別表金額の欄を次のように改める。

| 金 額 |
|-------------------------|
| 10,000,000 ^円 |
| 135,450 |
| 300,000 |
| 1,000,000 |
| 1,000,000 |
| 1,000,000 |
| 1,000,000 |
| 1,000,000 |
| 1,000,000 |
| 2,000,000 |
| 3,000,000 |
| 4,000,000 |
| 1,000,000 |
| 2,000,000 |

| |
|---------|
| |
| 100,000 |
| 700,000 |
| 500,000 |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

寄付受納に伴い、現金を鷹阪奨学基金に積み立てる必要があるので提案する。